

		農林水産常任委員会	
令和元年9月9日受理		請 第 7 号	
件 名	主要農作物種子法廃止に際し、市民の食糧主権と食の安全を守るため、熊本県独自の条例化を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
城 下 広 作 西 聖 一 磯 田 毅			
<p>(要 旨)</p> <p>参議院の附帯決議に適い、熊本県民が将来にわたって食の安全保障を堅持し、また、農業を主体とした地域文化を継承し、さらに、自然環境の保全はもちろん、わたしたちの暮らしが損なわれることのない「100年の大計」という長期的視野に基づき、熊本県として誇れる独自の条例を策定されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>主要農作物種子法（以下「種子法」という。）は、戦中戦後の食糧難を経て、サンフランシスコ平和条約によって日本が主権を取り戻した1952年に、“二度と国民を飢えさせない”という誓いのもと、基幹農作物であるコメ、麦、大豆の種子の生産管理を「国の役割」と定めた、食の安全保障のための法律である。</p> <p>以来、各都道府県によって、原原種や原種の厳密な管理、維持がなされ、各地域の異なる風土に適した多数の優良品種が開発されてきた。コメに関しては、現在、全国の品種は300種に及び、ほぼ100%自給している。</p> <p>このような役割を担ってきた種子法が2018年4月1日をもって廃止された。</p> <p>種子法という根拠法がなくなれば、役割を義務づけられなくなった都道府県は、やがては予算措置ができず、基幹農作物である優良品種の生産管理を、全国的に断念せざるをえなくなることが懸念されている。</p> <p>政府は、種子法が廃止されても種苗法で守れるとしているが、種苗法は、種子開発者の知的所有権を守る法律である。種苗法だけになれば、民間の知的所有権だけが守られることから、これまで公共財産として守られてきた基幹農作物の種子が市場化されることで、今後はTPPやEPA、米国とのFTA等、自由貿易を背景にした強大な多国籍企業による効率化と利益の最大化を最優先する「アグリビジネス」の国内参入が懸念されている。</p> <p>熊本県では、種子法の廃止と同時に、「熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領」が実施されている。しかし、今は、この要領によって、これまで通りに種子の生産管理に支障のない運営がなされていても、要領である限りは、法的拘束力のない内部規則に過ぎず、果たして種子法代替えの要領のままで国民の「食糧主権」が維持されるのか、生産者や消費者からも既に多くの不安の声が上がっている。</p> <p>こうした背景を照らして、種子法復活を求める全国の地方議会から国への意見書提出は、この6月時点で138件にのぼり、既に11道県が独自の条例化に至っている。熊本においても、この春から生産者と消費者との有志連携により本会が立ち上がり、本質的な議論を深めながら、危機感の共有も広がり、予想以上に早く条例化の機運も高まってきた。</p> <p>なお、種子法廃止に際して、参議院では、附帯決議として、「都道府県での財源確保」「種子の国外流失阻止」「種子独占の弊害の防止」などが求められている。</p>			